

令和5年第11回

座間市農業委員会定例総会

日時・令和5年11月24日（金）

午後3時30分

場所・座間市役所 6F 全員協議会室

第11回座間市農業委員会定例総会議事録

令和5年11月24日、第11回座間市農業委員会定例総会を座間市役所全員協議会室へ招集した。

会議に出席した委員

- | | |
|---------|----------|
| 1 森川 保 | 8 小泉 聡 |
| 2 草薙 初夫 | 9 鈴野 伸吾 |
| 3 若菜 成之 | 10 吉川 浩正 |
| 4 曾根 将彦 | 11 市川 芳明 |
| 5 池上 元徳 | 12 山村 優子 |
| 6 吉川 稔恒 | |

会議を欠席した委員

- 7 吉川 充

会議に遅刻した委員

会議を早退した委員

会議に出席した農地利用最適化推進委員

- 曾根 覚、池上 光昭、野島 喜代史

書記は次のとおり

- | | | |
|---|------|-------|
| 1 | 事務局長 | 田川敦子 |
| 2 | 次長 | 曾根和士 |
| 3 | 庶務係長 | 河野誠 |
| 4 | 主事補 | 東田佑太郎 |

議事日程

- 1 議事録署名委員の指名について
- 2 諸報告について
- 3 報告第22号 農地法第4条の規定に基づく農地転用届出について
- 4 報告第23号 農地法第5条の規定に基づく農地転用届出について
- 5 報告第24号 農地法第18条第6項の規定に基づく通知について
- 6 議案第49号 農地法第3条の規定に基づく許可申請について
- 7 議案第50号 引き続き農業経営を行っている旨の証明について
- 8 議案第51号 引き続き農業経営を行っている旨の証明について
- 9 議案第52号 引き続き農業経営を行っている旨の証明について
- 10 議案第53号 引き続き農業経営を行っている旨の証明について
- 11 議案第54号 引き続き農業経営を行っている旨の証明について
- 12 議案第55号 引き続き農業経営を行っている旨の証明について

その他

午後 3 時 30 分開会

議 長

ただいまの出席委員は11人で、定足数に達しております。

これより令和 5 年第11回座間市農業委員会定例総会を開会いたします。

それでは、本日の議事に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配布されておりますとおり定めましたので、ご了承ください。

なお、7 番吉川充委員から欠席届が出ておりますので報告いたします。

日程第 1、議事録署名委員の指名について。

座間市農業委員会会議規則第18条の規定により、6 番吉川稔恒委員、9 番鈴野伸吾委員の両名を指名いたします。

次に、日程第 2、諸報告について。事務局より報告を求めます。

事 務 局

それでは、日程第 2、諸報告をさせていただきます。資料をご覧ください。

まずは、1 の会務報告です。今回は、令和 5 年10月26日（木）から令和 5 年11月23日（木）までの概要でございます。

先月、10月26日（木）、この場所におきまして、令和 5 年第10回定例総会を開催いたしました。定例総会では、農地法第 4 条、6 件、6 筆の農地転用届出、農地法第 5 条、3 件、5 筆の市街化区域の農地転用届出について、専決処分の報告をさせていただきました。

議案としましては、農地法第 3 条の規定に基づく許可申請について、2 件、3 筆、引き続き農業経営を行っている旨の証明について、3 件、6 筆、農用地利用集積計画について、貸手が 3 人、借人が 1 人、11筆の合計 6 議案につきまして、ご審議、ご承認をいただきましたので、事後それぞれ所要の手続をさせていただきました。

10月30日（月）には大和市役所で開催された、県央地区農業委員会連合会会長・事務局長会議に、会長と次長が出席しております。

11月 3 日（金）にはハーモニーホールで開催された、市表彰式に、会長が来賓として出席されています。

11月 6 日（月）には山梨県内で開催された、優良事例視察調査に、事務局職員が出席しております。

11月 9 日（木）には市庁舎で開催された、都市計画審議会に、会長が出席されました。

11月10日（金）には海老名市内で開催された、県農業委員会活動推進大会に、農業委員、推進委員、事務局が出席しております。

11月17日（金）には農地部会を開催し、本日の議案について事前協議を行いました。同日夜に、米ディハウスごまで開催された、認定農業者との意見交換会に、会長、職務代理、農振部会長、同副会長が出席されました。

11月18日（土）には海老名市内で開催された、福島県須賀川市・秋田県大仙市・座間市三市交流会に、会長が出席されています。

続きまして、2の諸証明ですが、この間の発行件数は合計6件でございます。内容は資料記載のとおりで、座間市農業委員会規程第11条の規定により処理をさせていただきました。

諸報告は以上でございます。よろしくお願いたします。

議長 ただいま、事務局より報告がございました。

報告に対し、ご質疑ございませんか。

市川委員 説明をお願いします。

1件目は、優良事例視察調査はどこに行ったのか、どのようなものを見てきたのか。

2件目は、都市計画審議会で農政関係で何か気になるような議案があったかどうかを聞きたいです。お願いします。

事務局 まず、1点目の山梨県の視察調査ですが、優良事例としまして特に挙げられたのが、山梨県市川三郷町に行ってまいりまして、そこでの目標地図、この後、説明させていただく内容でもあるのですけれども、その地図の作り方などを農業委員会の会長、市の農政課の課長等からお話をお伺いしました。

また、甲州市等のワイナリーに行きまして、甲州ワインの製造などでICTと言われる現代科学を用いた製造方法の現場などの視察をさせていただきました。

議長 都市計画審議会ですが、生産緑地を今度は特定生産緑地に移行をするので、その移行をどなたが移行するのか。結局、都市計画決定になるので、その辺のお話です。

市川委員 分かりました。

議長 ほかにご質疑・ご意見ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長 本件報告ですので、ご了承願います。

次に、日程第3、報告第22号、農地法第4条の規定に基づく農地転用届出について

及び日程第4、報告第23号、農地法第5条の規定に基づく農地転用届出について、日程第5、報告第24号、農地法第18条第6項の規定に基づく通知についてを事務局より報告を求めます。

事務局

日程第3、報告第22号、農地法第4条の規定に基づく農地転用届出について。

農地法第4条第1項第7号の規定に基づく農地転用届出について、座間市農業委員会規程第11条第2項第1号の規定に基づき別紙のとおり受理し、受理通知書を交付したので、同条第3項の規定に基づき報告します。

令和5年11月24日、座間市農業委員会事務局長、田川敦子。

続きまして、日程第4、報告第23号、農地法第5条の規定に基づく農地転用届出について。

農地法第5条第1項第6号の規定に基づく農地転用届出について、座間市農業委員会規程第11条第2項第1号の規定に基づき別紙のとおり受理し、受理通知書を交付したので、同条第3項の規定に基づき報告します。

令和5年11月24日、座間市農業委員会事務局長、田川敦子。

さらに続きまして、日程第5、報告第24号、農地法第18条第6項の規定に基づく通知について。

別紙記載の土地について、農地法第18条第6項の規定に基づき貸借の合意解約をしたので報告します。

令和5年11月24日、座間市農業委員会事務局長、田川敦子。

まず、資料の3ページをご覧ください。

今、報告をさせていただきました農地法第18条第6項の規定に基づく合意解約の通知についてです。

貸人、借人は記載のとおりで、今回のケースにつきましては、農業経営基盤強化促進法、いわゆる農用地利用集積でもともと賃貸借の契約を結んでいたのですが、何らかの理由でその貸手、借人がお互いに合意した形で契約期間内に解約をしたい旨があったので、その通知を農業委員会事務局で受理させていただきました、本件で報告させていただきましたという流れになります。

次第の最終ページ、総括表をご覧ください。

法第3条許可届出については、記載のとおりでございます。

法第4条届出につきましては、地目、畑が3筆、地積、542㎡。

法第5条届出について、地目、田が3筆、地積、488㎡、畑が9筆、地積、1,363.47㎡。

合計ですが、いわゆる合意解約については、地目、畑が1筆、地積、859㎡、地積の合計は、田が3筆、地積、488㎡、畑が16筆、地積、6,325.47㎡。総合計は、筆数合計、19筆、地積合計が6,813.47㎡です。

以上です。

議長 ただいま、まとめて報告がございました。
報告に対し、ご質疑ございませんか。よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 本件報告ですので、ご了承願います。

次に、日程第6、議案第49号、農地法第3条の規定に基づく許可申請についてを議題といたします。

それでは、事務局より提案理由並びに補足説明を求めます。

事務局 日程第6、議案第49号、農地法第3条の規定に基づく許可申請について。
別紙記載の農地の所有権移転許可申請は、農地法第3条第1項の規定により適切なものと認められるので議決を求めます。

令和5年11月24日、座間市農業委員会会長、小泉聡。

お手元の資料4ページをご覧ください。

譲渡人は、座間市相武台四丁目■■■■■にお住まいの、■■■■■さん。

譲受人は、同住所にお住まいの、■■■■■さんです。

土地につきましては、番号1、栗原字小池東原■■■■■、地目、畑、地積、3,364㎡。番号2、栗原字小池東原■■■■■、地目、畑、地積、104㎡。番号3、栗原字小池東原■■■■■、地目、畑、地積、93㎡です。

案内図につきましては、資料5ページをご覧ください。

こちらは、座間洋らんセンターの西側にごございます市街化調整区域の畑、3筆でございます。

本申請における譲渡人、譲受人は親子で、父の■■■■■さんから息子の■■■■■さんへの所有権移転許可申請となります。

また、■■■■■さんは現在、畑、1万1,491㎡を、父の■■■■■さんを含めご家族で耕作されており、ご本人の農作業の経験は18年となっております。

所有する農業機械は、トラクター、耕耘機等です。

申請内容につきましては以上になります。よろしくご審議をお願いいたします。

議長 　　ただいま、議案第49号、農地法第3条の規定に基づく許可申請について、提案理由並びに補足説明がございました。

本案は、さきの農地部会において協議・検討されております。

曾根将彦農地副部長より協議概要の報告を求めます。

曾根農地副部長　この場所は、 さんの自宅の前の畑になっています。現在、作物が全て耕作されていまして、草等も生えてなく、全て作物が植えられている状況であります。以上です。

議長　　議案第49号の地区担当委員は草薙初夫委員です。

地区担当委員としての発言を求めます。

草薙委員　事務局より説明がありましたけれども、譲渡人、譲受人は同居する親子関係にあります。譲渡人は多数の農地を所有しておりまして、高齢にもなったことから、計画的に生前贈与が進められているのだと思います。

耕作については、副部長からご説明がありましたように、全て有効に耕作されております。

よって、この議案については、承認をよしとする考えでございます。

以上です。

議長　　農地副部長並びに地区担当委員の意見等を参考に、これより質疑に入ります。ご質疑・ご意見ございませんか。よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長　　それでは、質疑を打ち切り、これより採決を行います。

議案第49号、農地法第3条の規定に基づく許可申請について、本案、農地副部長報告は「承認」であります。農地副部長報告のとおり「承認」することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

議長　　挙手全員。よって、議案第49号は原案のとおり承認することに決しました。

次に、日程第7、議案第50号、引き続き農業経営を行っている旨の証明についてを議題といたします。

事務局より提案理由並びに補足説明を求めます。

事務局

日程第7、議案第50号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について。

租税特別措置法第70条の6第1項の規定の適用を受けている農地に係る農業経営を引き続き行っている旨の承認を求めます。

令和5年11月24日、座間市農業委員会会長、小泉聡。

こちらの証明は、農地に係る相続税の納税猶予の特例を受けた場合に3年ごとに税務署に提出するもので、これまでの3年間、農業経営を行っていたか審査するものです。

資料6ページをご覧ください。

まず申請人でございます。座間市新田宿■■■■■にお住まいの、■■■■■さん。引き続き農業経営を行っている期間は、令和2年11月26日から令和5年11月24日。

特例適用農地につきましては、新田宿字東裏36番、地目、田、地積、485㎡でございます。

■■■■■さんは、平成20年にこの農地を相続しております。

土地の場所につきましては、案内図7ページをご覧ください。

こちらは西中学校の南側になりますが、以前ございました鳩川プールの南西に位置する自宅に隣接する市街化区域の田、1筆でございます。

所有する農機具は、トラクター、田植機等で、田畑を含めて約2反の農地を耕作されており、農業経営といたしましては、主に本人と息子さんが水稲や露地野菜を作付されております。

内容につきましては以上です。ご審議よろしくお願いたします。

議長

ただいま、議案第50号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について、提案理由並びに補足説明がございました。

本案は、さきの農地部会において協議・検討されております。

曾根将彦農地副部長より協議概要の報告を求めます。

曾根農地副部長

これはタブレットで確認しました。田は水稲が耕作されているということで、何も問題ないと思います。

以上です。

議長

議案第50号の地区担当委員は池上元徳委員です。

地区担当委員としての発言を求めます。

池上委員

■■■■■さんが稲作をしているのを私は確認していますので、問題はないかと思ます。

議長 農地副部会長並びに地区担当委員の意見等を参考に、これより質疑に入ります。ご質疑・ご意見ございませんか。よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 それでは、質疑を打ち切り、これより採決を行います。

議案第50号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について、本案、副部会長報告は「承認」であります。副部会長報告のとおり「承認」することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長 挙手全員。よって、議案第50号は原案のとおり承認することに決しました。

次に、日程第8、議案第51号、引き続き農業経営を行っている旨の証明についてを議題といたします。

事務局より提案理由並びに補足説明を求めます。

事務局 日程第8、議案第51号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について。

租税特別措置法第70条の6第1項の規定の適用を受けている農地に係る農業経営を引き続き行っている旨の承認を求めます。

令和5年11月24日、座間市農業委員会会長、小泉聡。

資料8ページをご覧ください。

まず、申請人でございます。座間市栗原中央五丁目■■■■にお住まいの、■■■■さんです。引き続き農業経営を行っている期間は、令和2年11月26日から令和5年11月24日。

特例適用農地につきましては、資料の番号1から番号7までの栗原中央5丁目にございます、地目、畑、7筆、地積合計が3,379㎡です。

場所につきましては、案内図9ページ及び10ページをご覧ください。

市街化区域の畑で、栗原小学校南側の5筆及び国道246号線の北側に位置する畑、2筆となっております。

申請者の■■■■さんですが、平成20年にこの農地を相続し、今回で5回目の申請になります。

水稻作や露地野菜を作付され、農機具は耕耘機等を所有し、現在、約7,000㎡を耕作されております。

申請内容につきましては以上になります。ご審議よろしくお願いいたします。

議 長 ただいま、議案第51号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について、提案理由並びに補足説明がございました。

本案は、さきの農地部会において協議・検討されております。

曾根将彦農地副部長より協議概要の報告と併せて地区担当委員としての発言を求めます。

曾根農地副部長 こちらは、先週17日に全員で見に行ってきました。雨上がりということで多少足元も悪かったのですが、ご本人さんもいらっしやいまして、ご本人と現地を見て回りました。2筆あるのですが、片一方は、最初の9ページ目です、カキ等が植わっていらして、こちら露地野菜でダイコン等も多少植わっていらして、特に問題ないかと思えます。

次に、10ページ目ですが、こちらは外からだど塀等があつて中は見えなかったのですが、中へ入りまして、こちらカキ、それから特にキウイフルーツの棚が2か所ばかり造ってありまして、今にも取れそうなキウイフルーツがたくさんありまして、もう少したたないと出荷ができないというようなことをお話しされていらして、こちらも特には問題ないと思えます。

以上です。

議 長 農地副部長の意見等を参考に、これより質疑に入ります。ご質疑・ご意見ございませんか。よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 それでは、質疑を打ち切り、これより採決を行います。

議案第51号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について、本案、副部長報告は「承認」であります。副部長報告のとおり「承認」することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議 長 挙手全員。よつて、議案第51号は原案のとおり承認することに決しました。

次に、日程第9、議案第52号、引き続き農業経営を行っている旨の証明についてを議題といたします。

それでは、事務局より提案理由並びに補足説明を求めます。

事 務 局 日程第9、議案第52号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について。
租税特別措置法第70条の6第1項の規定の適用を受けている農地に係る農業経営を

引き続き行っている旨の承認を求めます。

令和5年11月24日、座間市農業委員会会長、小泉聡。

資料の11ページをご覧ください。

まず、申請人でございます。座間市新田宿 [] にお住まいの、 [] さん。
引き続き農業経営を行っている期間は、令和2年11月26日から令和5年11月24日。

特例適用農地につきましては、番号1、新田宿字東裏 []、地目、田、地積、333㎡。番号2、新田宿字東裏 []、地目、田、地積、317㎡、合計2筆、650㎡でございます。

場所につきましては、案内図12ページをご覧ください。

こちらは、特別養護老人ホーム座間苑の北側の市街化区域内の畑、2筆になります。

申請者の [] さんですが、新田宿の自宅前の畑、2筆で耕作されており、所有する農機具につきましては、耕耘機となります。

内容につきましては以上となります。ご審議よろしくお願いたします。

議長 　　ただいま、議案第52号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について、提案理由並びに補足説明がございました。

本案は、さきの農地部会において協議・検討されております。

曾根将彦農地副部長より協議概要の報告を求めます。

曾根農地副部長　こちら事務局のタブレットによって確認しました。特に問題ないと思われ
ます。
以上です。

議長　　議案第52号の地区担当委員は池上元徳委員です。

地区担当委員としての発言を求めます。

池上委員　16日に現地を確認しました。きれいに耕運されておりましたので、問題はないかと思
います。

議長　　農地副部長並びに地区担当委員の意見等を参考に、これより質疑に入ります。ご
質疑・ご意見ございませんか。よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長　　それでは、質疑を打ち切り、これより採決を行います。

議案第52号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について、本案、副部長報告は「承認」であります。副部長報告のとおり「承認」することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長 挙手全員。よって、議案第52号は原案のとおり承認することに決しました。

次に、日程第10、議案第53号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について及び日程第11、議案第54号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について、日程第12、議案第55号、引き続き農業経営を行っている旨の証明についてを議題といたします。

以上の3議案は関連がありますので一括議題とさせていただきます。

なお、裁決については個別に行います。それでご異議ございませんでしょうか。よろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 それでは、事務局より提案理由並びに補足説明を求めます。

事務局 日程第10から第12、議案第53号から55号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について。

本申請はご家族、同世帯の案件のため3件一括して説明させていただきます。

租税特別措置法第70条の6第1項の規定の適用を受けている農地に係る農業経営を引き続き行っている旨の承認を求めます。

令和5年11月24日、座間市農業委員会会長、小泉聡。

資料13ページから15ページをお開きください。

申請人は、議案第53号が■■■■さん、議案第54号が■■■■さん、議案第55号が■■■■さんです。ご住所は、■■■■さん及び■■■■さんは、座間市緑ヶ丘一丁目■■■■、■■■■さんは、座間市栗原中央一丁目■■■■です。引き続き農業経営を行っている期間は、令和2年10月29日から令和5年11月24日。

特例適用農地は、議案第53号では、緑ヶ丘一丁目■■■■、地目、畑、地積、199㎡。議案第54号は、緑ヶ丘一丁目■■■■、地目、畑、地積、199㎡。議案第55号は、緑ヶ丘一丁目■■■■、地目、畑、地積、199㎡です。

案内図につきましては16ページをご覧ください。

こちらは、座間市役所南側に位置する市街化区域の畑で、隣接の農地3筆でございます。

■■■■さんは、令和2年3月に夫の■■■■さんがなくなられ、奥様の■■■■さんと娘夫婦の■■■■さん、■■■■さん、それぞれ当該農地を相続し、今回1回目の申請となります。

農機具等につきましては、耕耘機、トラクター等を所有しております。

内容につきましては以上となります。ご審議よろしくお願いたします。

議 長 ただいま、議案第53号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について、議案第54号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について、議案第55号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について、提理由並びに補足説明がございました。

本案は、さきの農地部会において協議・検討されております。

曾根将彦農地副部長より協議概要の報告と併せ地区担当委員としての発言を求めます。

曾根農地副部長 こちらの地区は区画整理地区内の場所でありまして、それが3筆ありました。現地については、ウメが植わってしまして、草等はほとんど生えていなくて、きれいに整理されておりました。ウメも全てきちんと剪定されておまして、結構な量が取れるのではないかという、いいウメが植わってました。特に問題ないと思われまます。よろしくお願いたします。

議 長 農地副部長の意見等を参考に、これより質疑に入ります。ご質疑・ご意見ございませんか。よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 それでは、質疑を打ち切り、これより採決を行います。

議案第53号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について、本案、副部長報告は「承認」であります。副部長報告のとおり「承認」することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議 長 挙手全員。よって、議案第53号は原案のとおり承認することに決しました。

次に、議案第54号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について、本案、副部長報告は「承認」であります。副部長報告のとおり「承認」することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議 長 挙手全員。よって、議案第54号は原案のとおり承認することに決しました。

次に、議案第55号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について、本案、副部長報告は「承認」であります。副部長報告のとおり「承認」することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議 長 挙手全員。よって、議案第55号は原案のとおり承認することに決しました。
以上で、議案審議は全て終了しました。
委員の皆様、推進委員の皆様、ここまでで何かございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 事務局から何かございますか。

その他

・認定農業者との意見交換会について

議 長 今、次長から説明いただいたのですけれども、認定農業者11名で、お若い方は30代、40代ぐらいの方が4名ぐらいいらしたのですか、そういう中で支援という話が結構出ていました。事務局に近隣市の支援メニューはどういうものがあるのか、その辺をよく確認してくださいという話をしました。それをもって、また市長にお会いして農業者の思いというものをいろいろ伝えたいと思っております。

意見交換会の件については以上です。

もう1点、農業委員会だよりを今、つくっています。今回は、新しい農業委員の紹介と併せて、違反転用などが結構ありますので、その辺の注意喚起を1つの記事として作成をしております。本来であれば、今日、お見せすればよかったのですけれども間に合いませんので、12月定例総会にはお出しできると思います。頑張っって何とか、JAさがみと一緒に心配りできればと思い今、行っておりますので、ご知おきお願いします。

以上です。

それでは、以上で、令和5年第11回市農業委員会定例総会を閉会といたします。

午後4時07分閉会

以上の顛末をここに記載し、相違ないことを証するために署名します。

議 長 _____

6 番 _____

9 番 _____